

徳島県自転車安全適正利用推進計画
(令和3年度～令和7年度)
(案)

令和3年3月

徳島県

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 目的 | 1 |
| 第2 自転車を取り巻く現状と課題 | 2 |
| 第3 計画期間 | 3 |
| 第4 事故抑止の数値目標 | 4 |
| 第5 安全利用に関する各主体の責務及び役割 | 4 |
| 第6 具体的な取り組み | 5 |
| 1 自転車の安全利用の実践 | 5 |
| 2 自転車交通安全教育の推進 | 6 |
| 3 安全な自転車利用環境の整備 | 9 |
| 4 安全性の高い自転車の普及 | 10 |
| 5 自転車事故に備えた措置 | 10 |
| 6 悪質・危険な自転車利用者への対処 | 11 |
| 第7 実施計画 | 12 |
| 第8 推進体制 | 12 |
| おわりに | 13 |

徳島県自転車安全適正利用推進計画

はじめに

自転車は、日常生活だけでなく、レジャー、スポーツ等様々な用途に利用され、高齢者等も利用できる手軽な移動手段として幅広く使用されています。徳島県では、交通事故の発生件数は減少しているものの、道路交通法の改正により危険行為が定められた後も、一部の自転車利用者による危険な運転が見られるなど、自転車の安全利用が喫緊の課題となっています。

こうした自転車事故の状況を踏まえ、徳島県は「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」（平成28年徳島県条例第3号。以下「徳島県自転車安全適正利用条例」といいます。）を制定し、平成28年4月1日から施行しました。

「徳島県自転車安全適正利用条例」では、自転車利用者だけでなく、県、自動車等運転者の責務並びに県民、事業者及び関係団体の役割を定めていますが、そうした責務及び役割を各主体が確実に果たすためには、具体的な取組を明確にすることが必要です。

そこで、「徳島県自転車安全適正利用条例」第9条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用（以下「安全利用」といいます。）を促進するための施策及び自転車利用者、事業者等の取組を継続して推進するため、この計画を策定し、新たな5年間の推進計画とします。

第1 目的

自転車は、運転免許が不要で、幅広い年齢層の誰もが気軽に利用できるとともに、徒歩と比べて速度が高く、徒歩での移動と同じ感覚で利用される高い利便性を有した乗り物であり、県民生活や事業活動において、主要な交通手段としての役割を果たしています。

一方で、自転車事故は、自転車利用者が交通ルールを守らないことや交通マナーの悪さに原因が多く、自転車が被害者になる事故だけではなく、自転車が加害者になる事故も多く発生し、県民の安全な生活を妨げています。

自転車が安全で適正に利用されるためには、まず自転車を利用する人自身が、自転車は車両であるとの認識の下、交通ルールを学習・遵守し、交通マナーを実践することが必要不可欠です。

そこで、安全利用を社会全体に浸透させるためには、自転車利用者だけでなく、県、自動車等運転者、県民、事業者及び関係団体等の自転車に関わる全ての主体が一丸となって取組みを推進することが必要です。この計画では、『社会全体が協働して自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、県民が安心して暮らすことのできる社会を実現する』ことを目的として掲げ、究極的には自転車事故がない社会を目指します。

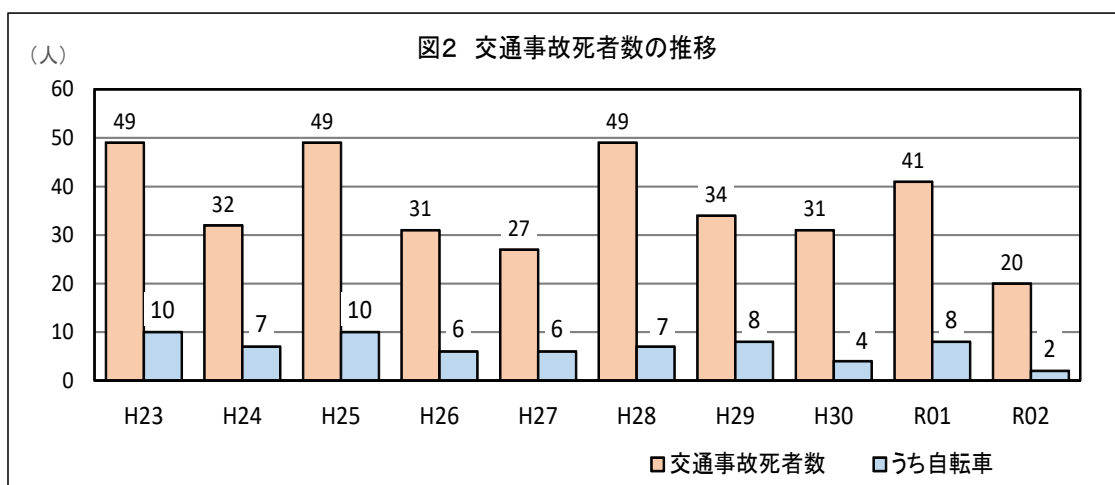
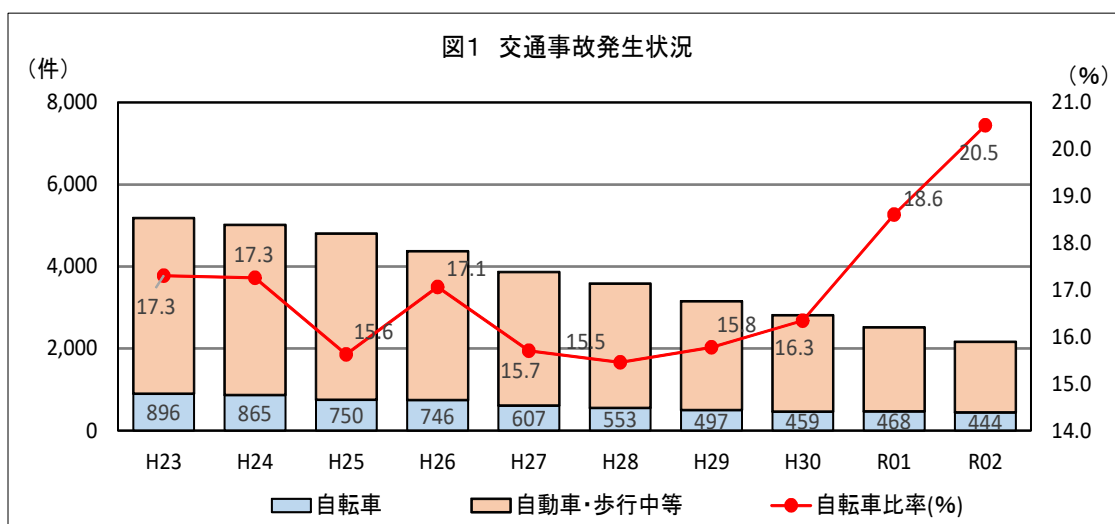
第2 自転車を取り巻く現状と課題

徳島県における、過去10年間の自転車における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、交通事故死者数は横ばい傾向にあります。

また、交通事故死者数に占める自転車の割合が高く、その中でも高齢者の占める割合が高く、計画期間5年での平均割合は約7割を超えている状況。

発生した事故の類型を見ますと、自損事故や、出会い頭・右左折時の自動車との衝突事故が多く発生しています。

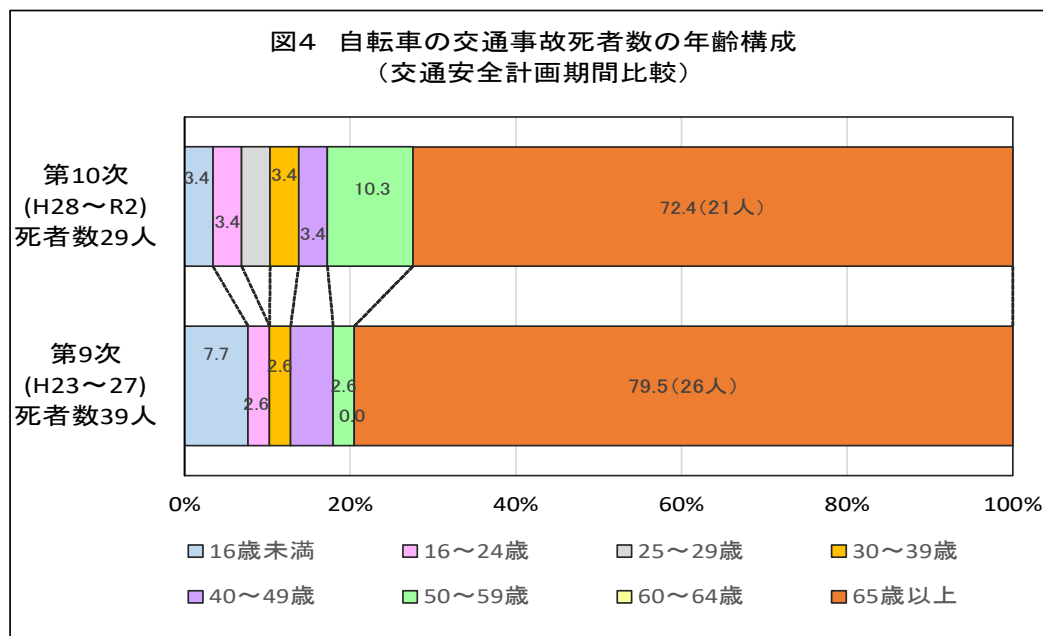
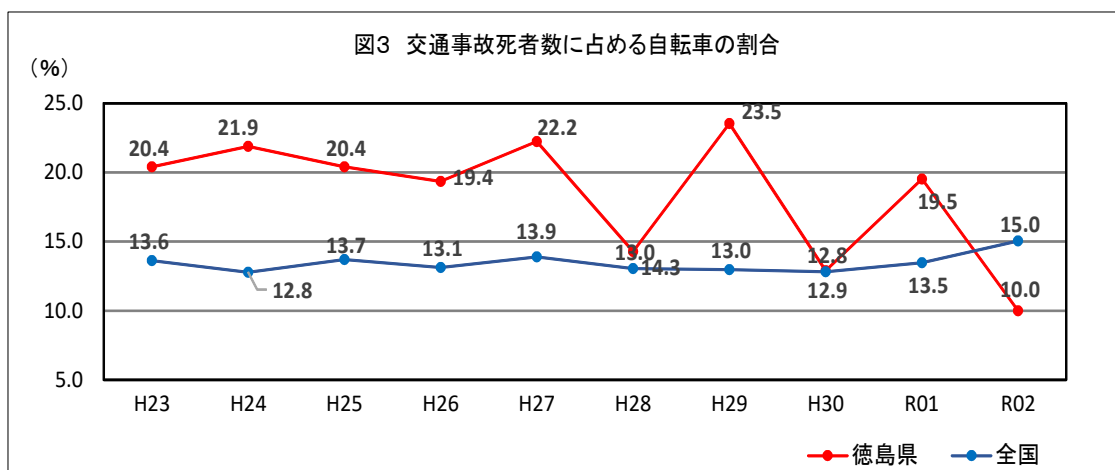
自転車の事故を抑止していくためには、交通ルールを守るとともに、正しい自転車マナーや自転車の乗車中のヘルメット着用、安全な自転車利用が出来るよう点検整備を進めていく必要があります。



第3 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、その内容には、自転車の安全利用を推進するための様々な取組みが盛り込まれています。

徳島県内における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定された、「第1 1次徳島県交通安全計画」（令和3年徳島県交通安全対策会議策定）に記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携する必要があります。



第4 事故抑止の数値目標

自転車に関わる全ての主体が協働してこの計画の目的を実現するため、目指す数値目標を定めます。数値目標として掲げる項目は、自転車事故によって人命が失われないようにするとともに、交通事故のない社会を目指し、自転車事故がなく、どの程度、県民が安心して暮らすことのできる社会に近づいているかを知ることができるよう、「自転車事故死者数」及び「自転車事故発生件数」を項目とし、前期に引き続き次の数値を目標とします。

- ・ 年間自転車事故死者数5人以下、かつ可能な限りゼロを目指す。
- ・ 年間自転車事故発生件数400件以下

第5 安全利用に関する各主体の責務及び役割

第1に掲げたとおり、自転車の安全利用を推進するためには、自転車に関わる主体である県、自転車利用者、自動車等運転者、県民、事業者及び関係団体が、それぞれ次のような観点での安全利用の推進の担い手となることが求められます。

- **県**
県は、県民、事業者、関係団体、市町村及び国との相互の連携及び協力の下、自転車の安全利用を推進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援をします。
- **自転車利用者**
自転車利用者は、自転車を安全で適正に利用すべきであることを自覚し、自転車事故防止に関する知識の習得に努め、交通ルール・マナーを習得し、実践します。
- **自動車等運転者**
自動車等の運転者は、自転車が車両であることを確認し、自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めます。
- **県民**
県民は、自転車の安全利用に関する知識を習得し、家庭、職場、学校、地域等における取組を自主的かつ積極的に行います。
県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力します。
- **事業者**
事業者は、自転車を利用して通勤する従業員及びその事業活動において自転車を利用する従業員に対して、自転車の安全利用に関する責任があることを自覚するよう、啓発及び指導を行います。
- **関係団体**
関係団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発をはじめ、自転車の安全利用に関する取組を企画し、積極的に推進するよう努めます。

各主体がそれぞれの責務及び役割を適切に果たすとともに、互いの役割を十分理解した上で、相互に協力しながら、より効果的な取組が行われるようにする必要があります。

また、取組みにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、あらゆる方面に及ぶ様々な課題や制約に対しては、県民のライフスタイルや交通行動への影響を鑑み、必要な対策には臨機に対応する必要があります。

自転車に関わる各主体は、この計画の趣旨を踏まえ、自転車の安全利用が社会全体で取り組まれるよう、不断の努力をしていくことが重要です。

第6 具体的な取り組み

自転車に関わる各主体は、次の取組を実施します。

- 1 自転車の安全利用の実践
- 2 自転車交通安全教育の推進
- 3 安全な自転車利用環境の整備
- 4 安全性の高い自転車の普及
- 5 自転車事故に備えた措置
- 6 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

1 自転車の安全利用の実践

(1) 自転車の利用に関する心構え

自転車は、移動手段として、コスト面を含め利便性が高い一方で、徒歩と比べて速度が高い車両であることから、ひとたび事故が起こると被害者になるだけではなく、加害者にもなりかねないものです。したがって、自転車利用者は、交通社会の一員として交通ルールを遵守することはもちろん、保険の加入等の経済的負担も含め、自動車と同様の車両を利用している者としての自覚と責任をもって行動しなければなりません。

(2) 自転車利用者等による安全利用の実践

ア 自転車利用者による安全利用の実践

自転車利用者は、次のような基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、安全利用を実践します。

- ・ 信号を守る、交差点で一時停止をするなど、周囲の安全を確認する。
- ・ 携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視などのながら運転、イヤホン又はヘッドホンの使用、傘差し運転、並進等の危険な運転をしない。
- ・ 妨害運転をしない。
- ・ 車道は左側を通行する。
- ・ 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合、歩行者優先で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一

時停止する。

- ・ 障がい者、高齢者その他の安全に配慮が必要と認められる者が通行する歩道においては、その通行を妨げないようにする。
- ・ 夜間はライトを点灯する。
- ・ 自転車を放置せず、駐輪場等を利用する。
- ・ 自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。
- ・ 自転車には、反射器材、前照灯、警報器その他の安全な通行を確保するために必要となる器材を備え付けること。
- ・ 自転車事故が発生した場合は、警察への通報、被害者の救護等を行う。

イ 事業者による安全利用の実践

業務で自転車を使用する事業者は、従業者による基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、自転車の安全利用を実践し、他の自転車利用者の模範となるようにします。

2 自転車交通安全教育の推進

(1) 自転車利用者による取組

自転車利用者は、自転車の安全利用を実践できるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に習得します。自転車利用者は、学校、事業所、商業施設等における自転車の安全利用に関する教育（以下単に「教育」といいます。）の実施状況について、広報誌やウェブサイト等を通じて把握し、積極的に自転車安全教室（以下単に「安全教室」といいます。）等を受講します。

(2) 様々な主体による教育の推進

ア 保護者による教育等

(ア) 保護者による教育

保護者は、子供が交通ルール・マナーを習得できるよう指導するとともに、子供の交通ルール・マナーに関する規範意識を醸成します。また、保護者は、子供の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

(イ) 保護者への支援

県は、自転車の安全利用に関する保護者向けのリーフレットを配布することなどにより、保護者が子供に対して容易に教育を行うことができるようにします。また、県は、主に子供を対象とした安全教室等を開催する際に、保護者の参加も呼び掛けることなどにより、保護者も交通ルール・マナーを習得できる機会を提供できるようにします。

イ 学校における教育等

(ア) 学校における教育

学校においては、児童・生徒が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、児童・生徒の発達の段階に配慮しつつ、総合的・体系的に教育

を推進します。

例として次のような参加・体験・実践型の安全教室等を県や県警と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。

- ・ スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、視覚体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室
- ・ 自転車の運転を模擬的に体験できる自転車シミュレータを活用した安全教室
- ・ 子供自転車大会など、自転車の交通安全マナーアップを図るための事業事業への積極的な参加

(イ) 学校への支援

県は、各公立高等学校を対象に自転車の安全利用を促進するための「チャレンジ高校生自転車セーフティラリー」を毎年実施し、高校生の自主的な取組を支援します。

また、学校における教育が推進されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットの提供、交通事故の発生状況等の情報提供、活用しやすい交通安全動画を使用した安全教室の開催等を行います。

ウ 事業者による教育等

(ア) 事業者による教育

事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育担当者の選任、人事異動期等に合わせた定期的な教育機会の確保、教育マニュアルの作成等を行い、従業者の自転車の利用形態に応じた適切な教育を行います。

また、業務で自転車を利用する従業者や自転車通勤をする従業者に対して、朝礼、事業所の情報伝達手段等を活用して、自転車の安全利用や交通事故に関する情報を速やかに共有できるようにします。

(イ) 事業者への支援

県は、事業者による従業者への教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関する交通安全DVD教育資材の貸し出し、交通事故の発生状況等の情報提供、事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

エ 関係団体等による教育等

(ア) 関係団体等による教育

団体の加入者等が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育の実施、団体の広報誌や機関誌への交通ルール・マナーの掲載等に努めます。

(イ) 関係団体等への支援

県は、関係団体等による教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関する交通安全DVD教育資材の貸し出し、地域の団体等と連携した安全教室の開催等を行います。

オ 自転車関連事業者による教育等

(ア) 自転車関連事業者による教育

自転車小売業者等の自転車関連事業者による顧客に対する自転車の販売等の機会を捉えた教育は、自転車を利用しようとしている者に働き掛けるものであり、教育の効果を大きくすることが期待できます。このため、自転車関連事業者は、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布やポスターの掲示等により、交通ルール・マナーを周知します。

(イ) 自転車関連事業者への支援

県は、自転車関連事業者による顧客等に対する教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットの提供、自転車関連事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

(3) 対象に応じた適切な教育の推進

ア 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

保護者の監督下で自転車を利用する子供に対しては、実際に自転車を利用しながら、保護者が交通ルール・マナー、自転車の利用に潜む危険とその回避方法等を具体的に指導します。

(イ) 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

県は、関係団体等と協力して、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援します。

イ 自転車を利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

自転車を利用する者に対しては、県、家庭、学校、事業者、関係団体等が、様々な機会を通じて、自身の身を守る方法だけでなく、他者に配慮した自転車の利用方法も含めた教育を行います。

県は、自転車関連のイベント等に合わせて、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、自転車シミュレータ教室の開催等により、幅広い年齢層が教育を受けられるようにします。

(イ) 自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

県は、自転車の安全利用に関するリーフレットや交通安全DVD教育資料の貸し出し等により、自転車を利用する者に対する教育を支援します。

ウ 高齢者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

高齢者に対しては、身近にいる家族等が、日常生活の中で視聴覚、認知機能、バランス感覚等の身体機能の変化を察知し、高齢者自身がその変化を自覚することにより、より安全な自転車利用を促します。また、高齢者が利用する施設の職員等が、安全な自転車利用について積極的に助言します。

県は、老人クラブ等と連携するなどし、加齢による身体機能の変化について

て自覚を促すとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けるための高齢者向けの安全教室を開催します。

(イ) 高齢者に対する教育の実施への支援

県は、自転車の安全利用に関するリーフレットや交通安全DVD教育資料の貸し出し、老人クラブ等と連携した安全教室の開催等により、高齢者に対する教育を支援します。また、高齢者自転車安全運転競技大会を開催し、高齢者の運転技能・交通マナーの高揚を図り、各地域における高齢者の交通事故防止・交通安全意識の啓発普及を図ります。

エ 従業者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する従業者に対しては、事業者が、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法等を具体的に教育します。また、自転車通勤をする従業者に対しては、事業者が、自転車の安全利用に関するリーフレット、ウェブサイト等を紹介するなどして、従業者が安全に自転車通勤をするよう努めます。

(イ) 従業者に対する教育の実施への支援

県は、市町村、関係団体等と連携し、自転車の安全利用に関するリーフレットの提供、交通安全DVD教育資料の貸し出し、事業者と連携した安全教室の開催等により、従業者に対する教育を支援します。

3 安全な自転車利用環境の整備

(1) 自転車利用環境の整備等

ア 自転車利用環境の整備

県は、自転車レーン等の整備に努めるとともに、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。

また、市町村が実施する自転車の安全利用に関する施策について必要な支援を行うよう努めます。

イ 県民総ぐるみでの自転車交通安全運動の展開

毎年、4月5月を「自転車交通安全運動月間」とし、広く県民に自転車の安全利用の啓発・普及を図り、県民自身による交通事故防止の取組を推進します。

ウ 自転車事故発生時における各種啓発活動等

県下において自転車事故の多発傾向が認められる場合、各種広報媒体による啓発活動により、県民の安全意識の高揚を図ります。

(2) 自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解の促進

ア 交通安全教室等による理解の促進

県は、市町村、関係団体等と連携して、自動車運転者を参加者に含む交通安全教室等において、自転車の通行ルールや自転車の特性等について説明するなどして、自転車が車両の一つであり、車道においては互いの安全に配慮した

運転をしなければならないことについての理解を促進します。

イ 自動車運転免許に関する講習、教習所等での指導

県警は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自動車等の運転者が車道を走行する自転車の安全に配慮した運転を心掛けるよう、運転者が遵守すべき事項の教育を行います。

(3) 放置自転車の削減

ア 自転車利用者による取組

自転車利用者は、道路における自転車の放置が基本的に道路交通法に違反する違法行為であること、また、放置自転車は歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、その撤去・保管等に経費が生じることを認識し、決して自転車を放置せず、あらかじめ目的地周辺の駐輪場を確認するなどして駐輪場等を利用します。

イ 事業者による啓発

事業者は、自転車通勤をする従業員のための駐輪場所を確保し、又は従業員が駐輪場所を確保していることを確認することにより、従業員が通勤自転車を違法に放置しないようにします。

4 安全性の高い自転車の普及

(1) 自転車の点検整備の推進

ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施

(ア) 自転車利用者等による点検整備

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、日常的な点検整備の方法を習得し、自分自身で日常的な点検を行います。また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行います。

(イ) 点検整備の普及・啓発

県は、関係団体等と連携して、自転車整備士が学校等において訪問型の自転車点検を実施し、整備不良車に対する注意喚起と整備促進により、生徒の自転車安全利用の意識を高めます。

イ 自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施

(ア) 自転車小売業者等による啓発

自転車小売業者は、自転車を販売する際に点検整備の必要性について購入者に説明し、適切に点検整備を行うように啓発するとともに、TSマークの取得の促進を図ります。

5 自転車事故に備えた措置

(1) ヘルメット着用等の普及

県、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して、自転車乗車用ヘルメット等の利用効果を分かりやすく説明するほか、安全教室等においてヘルメット着用等

の普及を啓発します。県は、教育委員会と連携し、児童生徒等のヘルメット着用を促進します。

(2) 自転車損害賠償保険への加入

ア 自転車利用者等による保険加入

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、自らが加入している各種保険（火災保険や自動車保険、それらの特約や付帯保険等）が、自転車事故により他人に与えた損害の賠償を補償する保険（以下「自転車損害賠償保険」といいます。）であるか確認し、未加入の場合には、加入するよう努めます。

県は、教育委員会と連携し、保護者に向けて児童生徒等の保険加入を促進します。

イ 自転車損害賠償保険への加入啓発

(ア) 自転車利用者に対する説明

各種保険の特約、付帯保険等として自転車損害賠償保険を販売している保険会社は、保険加入者に対し、補償内容に自転車損害賠償保険が含まれているか説明します。

(イ) 保険加入に関する情報提供等

県、保険会社、自転車小売業者等は、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険に関する情報提供等を行います。

6 悪質・危険な自転車利用者への対処

(1) 悪質・危険な行為の指導・取締り

ア 効果的な街頭指導の実施

県警は、各警察署において、自転車の通行実態、自転車事故の発生状況、自転車利用環境の整備状況等を勘案した上で、自転車に対する街頭指導活動を重点的に実施する地区・路線を選定し、その地区・路線において、通勤・通学時間帯に指導を行うなど、指導の効果が上がる街頭指導を行います。

イ 指導警告カードの活用

県警は、交通ルール・マナーを守らない自転車走行に対しては自転車指導警告カードを活用した街頭指導を強化します。

(2) 悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する自転車運転者講習の実施

令和2年6月からは、妨害運転を「自転車運転者講習」受講義務の対象となる15項目の危険行為に追加し、悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習制度を円滑に運用し、自転車の安全利用を促進します。

第7 実施計画

1 自転車の交通安全運動運動

| 運動名 | 実施期間 | 実施内容 |
|--------------|------------|---------------------------|
| 自転車交通安全運動月間 | 4月1日～5月31日 | 徳島県交通安全対策協議会を中心に交通安全運動を展開 |
| 交通マナーアップ推進月間 | 7月1日～8月31日 | |

2 各種啓発事業

| 事業名 | 実施期間 | 実施内容 |
|--------------------------|-----------|---|
| チャレンジ高校生自転車セーフティラリー | 9月～12月 | 県下高校が参加し、自転車交通のマナーアップを図る |
| 高校生による自転車の安全で適正な利用の推進 | 4月～ | 交通マナーアップクラブを中心に、交通ルール遵守、ヘルメット着用等の条例理解・啓発を促進する |
| 高校生「交通マナーアップクラブ」連合会総会研修会 | 7月 | 交通マナーアップクラブによる自転車安全利用に関する取組発表等を行い高校生の意識向上を図る |
| 体験型交通安全教室 | 年間1回程度実施 | スタントマンによる事故再現の交通安全教室を実施する |
| 交通安全子供自転車大会 | 毎年6月頃に実施 | 小学生を対象に実技と学科試験による競技を通して、交通ルールやマナー、運転技能の向上を図る |
| 高齢者自転車安全運転競技大会 | 毎年10月頃に実施 | 高齢者を対象に模擬コースでの競技大会を通じて、交通ルールの理解とマナーの向上を図る |

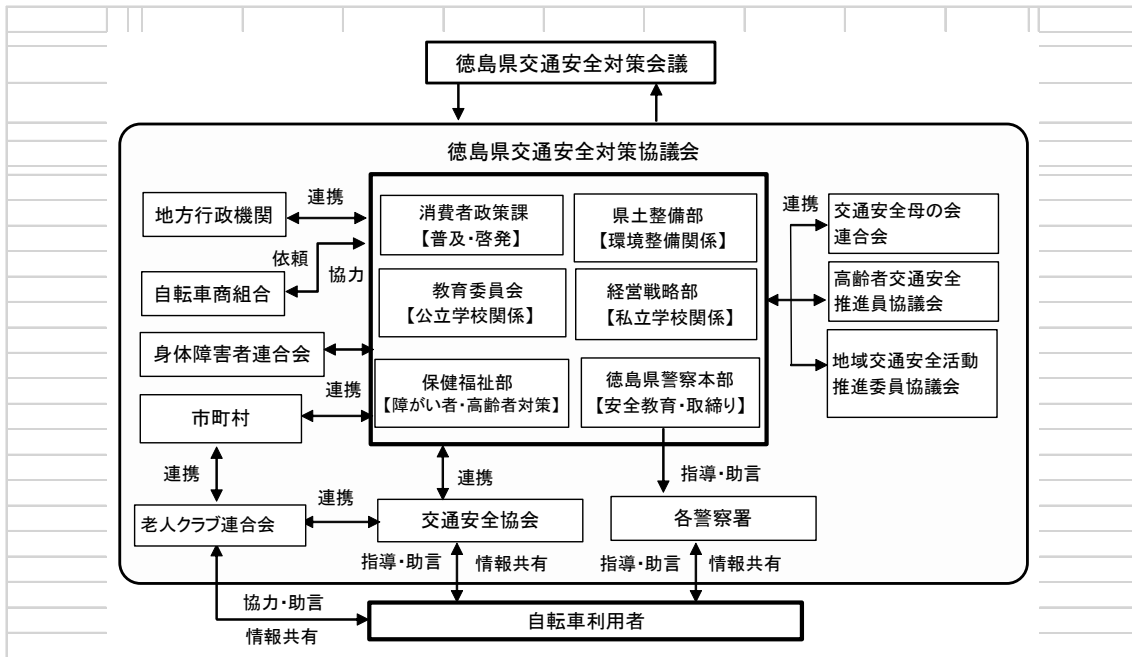
3 緊急対策

自転車死亡事故の連続発生や多発傾向が認められた場合、自転車事故抑止対策として、県下全域、又は当該事故の発生地域において緊急の街頭啓発活動、警察による交通指導取締りの強化等により事故抑止を図ります。

また、道路情報標示版や各種広報媒体を利用した注意喚起を行います。

第8 推進体制

計画の推進にあたっては、県、国の地方行政機関、市町村、関係団体で組織する「徳島県交通安全対策協議会」を中心に、関係機関が連携して一体的に取り組みます。また、「徳島県交通安全対策会議」において計画の評価、見直しを行います。



おわりに

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、県民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。しかし、自転車利用者の交通ルールの遵守といった安全意識は、十分とは言えない状況です。現在は、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっており、安全教育の推進、安全な自転車利用環境の整備等によって自転車の安全利用に対する意識を広く浸透させる必要があります。

「自転車は車両であり、その利用には車両の利用者としての責任が伴う」という意識を社会全体に浸透させ、全ての主体に適切な行動を促すことが重要です。

この計画の目的である「社会全体が協働して自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、県民が安心して暮らすことのできる社会を実現する」ため、自転車に関わる全ての主体は、自らの責任を認識し、互いに連携して、期待される役割を果たしていくことが強く求められています。

自転車安全適正利用推進計画について

目的

社会全体が協働して自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、県民が安心して暮らすことのできる社会を実現する

県、自転車利用者、自動車等運転者、県民、事業者、関係団体等がそれぞれの責務及び役割を果たすとともに、相互に協力しながら以下の取組を推進する。

実施事項

自転車の安全利用の実践

- (1) 自転車の利用に関する心構え
 - ・車両を利用しているという自覚
- (2) 自転車利用者等による安全利用の実践
 - ・基本的な交通ルール・マナーの遵守
 - ・車道の左側通行
 - ・妨害運転、ながら運転等の危険運転の禁止
 - ・夜間のライト点灯
 - ・ヘルメット着用

自転車交通安全教育の推進

- (1) 自転車利用者による取組
 - ・自転車安全教室の積極的な受講
- (2) 様々な主体による教育の推進
 - ・「チャレンジ高校生自転車セーフティラリー」の実施
 - ・交通安全子供自転車大会の開催
- (3) 対象に応じた適切な教育の推進
 - ・子供、成人、高齢者、従業者に対する教育
 - ・高齢者自転車安全運転競技大会の開催

安全な自転車利用環境の整備

- (1) 自転車利用環境の整備
 - ・「自転車交通安全運動月間」の設定
- (2) 自動車利用者の理解の促進
 - ・自転車の車道通行に対する理解
- (3) 放置自転車の削減
 - ・自転車利用者による取組

安全性の高い自転車の普及

自転車の点検整備の推進

- ・自転車利用者等による日常的な点検整備
- ・自転車関連事業者による定期的な点検整備
- ・自転車関連事業者による啓発

自転車事故に備えた措置

- (1) ヘルメット着用等の普及促進
 - ・安全教室等における利用効果の説明
- (2) 自転車損害賠償保険への加入促進
 - ・自転車損害賠償保険に関する情報提供

悪質・危険な利用者への対処

- (1) 悪質・危険な行為の指導・取締り
 - ・警察による効果的な街頭指導
 - ・指導警告カードの活用
- (2) 悪質・危険な行為に対する自転車運転者講習